

第 1 はじめに

インターネットは、多様なコミュニケーションや、情報発信、情報収集を可能にし、人々の日常生活や社会経済活動を飛躍的に発展させたもので、今日においては、欠くことのできない重要な社会基盤となっている。これに加え、近時は、スマートフォン等の普及とともに、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等のソーシャルメディアの利用が急速に拡大し、個人による表現活動がより身近なものとなった。

その一方で、インターネット上の表見行為については、他者を誹謗中傷する投稿、その肖像や氏名を無断で用いた投稿、当該情報が広く知られることにより本人にとっては不利益にもなる情報をまとめたいわゆる「まとめサイト」、従来は集会やデモ等による表現が注目を浴びていたいわゆる「ヘイトスピーチ」とされる投稿、過去には「部落地名総鑑」といったオフライン上の書籍を通じて行われた特定の地域を同和地区であると指摘する情報についての投稿など、実に様々な問題が指摘されるようになった。

とりわけ、インターネットには、情報の高度の流通性・拡散性、永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められるところ、このような表現行為によって、またそれらが大量に集中するなどして、その表現の向かう先の個人や集団に属する者に対し、深刻な精神的苦痛を被らせ、ときに取り返しのつかない人権侵害に至ることもある。

現に、法務省の人権擁護機関におけるインターネットに関する人権相談の件数は、平成30年1月から令和2年12月までの3年間に2万件を超えた。その間のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の事件数は、5599件に上っている。このうち、各種の助言等の「援助」の措置により終結した2632件を除いたものの中で、違法性があるものと判断されてプロバイダ等に対する削除の「要請」がなされた件数は、1341件に及んでいる。

また、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口を持つ「違法有害情報センター」が受け付けたインターネットに関する相談件数を見ると、令和2年度は5407件に上り、過去6年間は5000件台を推移し、平成22年度の約4倍に増加している。

このような中、もとよりプロバイダ事業者等においては、インターネット上の表現行為による人権侵害を防ぐべく、アーキテクチャを駆使した対応等、様々な工夫が行われているが、近年問題となった様々な事象や上記の各種相談件数等にも現れているとおり、インターネット上の表現行為による人権侵害が現に生じ続けていることも事実であり、表現の自由やインターネットの

有用性を最大限尊重しつつも、救済されるべき者が適切に救済されるよう、問題とされる情報の削除についても、実効的な対応が期待されるところでもある。また、プロバイダ事業者等に対し、任意の措置ではありながらも、違法性を判断した上で削除を要請してきた法務省の人権擁護機関に対しても、更なる理論の整理・深化や透明性の確保が求められてきたところでもある。

この点、法務省の人権擁護機関においては、これまでも判例等を踏まえた違法性の判断等を慎重に行ってきたところと考えられるが、インターネット上の表現行為をめぐる人権侵害に関しては、その特殊性故に、その違法性の判断等についての更なる検討が必要と考えられた問題も少なくない。また、そのような理論的根拠を整理・深化させるとともに、透明性を高めることは、法務省の人権擁護機関等からの削除要請を受けるプロバイダ事業者等においても、削除の可否等を判断するに当たり、非常に有益なものとなるものと考えられた。

そこで、本検討会は、法務省の人権擁護機関とプロバイダ事業者等のインターネット上の誹謗中傷の投稿等の削除に関する業務に資するよう、その法的問題を整理する目的で、この問題に詳しい憲法、民法の研究者及び法律実務家を委員として構成し、インターネット上の誹謗中傷に関する投稿等の削除をめぐる法的問題について議論、検討を行っているところである。

本検討会においては、これまで、合計 10 回の会議が設けられ、論点の整理と、これについての議論・検討が行われたところ、今般、検討すべきと考えられた論点について、議論・検討を一巡したことから、中間取りまとめを作成したものである。

第 2 開催状況

本検討会は、計 6 名の委員により構成され（別添 1：委員名簿）、令和 3 年 4 月 27 日、第 1 回会議を開催したのを始めとし、令和 3 年 12 月までの間に、計 10 回の会議を開催した（別添 2：開催状況）。

第 1 回及び第 2 回会議では、各委員から、本検討会で検討すべき論点に関する意見が示され、以下の論点が検討すべきものとされた。

- 論点 1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 論点 2 SNS 等における「なりすまし」
- 論点 3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 論点 4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
- 論点 5 集団に対するヘイトスピーチ
- 論点 6 識別情報の摘示
- 論点 7 その他

第10回会議 参考資料1

その後、第3回会議（令和3年6月21日）から第10回会議（同年12月23日）まで、各論点についての一巡目の議論が行われ、それまでの検討結果として、本中間取りまとめの作成に至った。